

# 宮津市公報

平成28年12月1日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務室発行

## 目次

### 告 示

- 112 公の施設に係る指定管理者の指定の取消し ..... 1  
113 宮津市議会定例会の招集 ..... 1

### 公 告

- 55 平成29年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験【前期試験】の合格者 ..... 1  
56 公示送達 ..... 1  
57 都市計画変更案の縦覧 ..... 1  
58 宮津市営住宅等の入居者の公募 ..... 2  
59 宮津市学校給食調理等業務の優先交渉権者の公募型プロポーザルによる選定 ..... 3  
60 公示送達 ..... 5  
61 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 ..... 5

### 水 道 企 業

#### 《告 示》

- 4 宮津市指定給水装置工事事業者の指定 ..... 6  
5 宮津市指定給水装置工事事業者の指定 ..... 6

### 教 育 委 員 会

#### 《告 示》

- 17 宮津市教育委員会定例会の招集 ..... 6

### 選 挙 管 理 委 員 会

#### 《告 示》

- 40 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧 ..... 6

### 農 業 委 員 会

#### 《告 示》

- 12 宮津市農業委員会総会の招集 ..... 7

告 示

宮津市告示第112号

公の施設に係る指定管理者の指定を次のとおり取り消したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第7条の規定により告示する。

平成28年11月17日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 公の施設の名称  
宮津市大江山スキー場施設（宮津市字小田413番地）
- 2 指定管理者の名称、代表者及び所在地  
名 称 合同会社大江山スキー観光  
代表者 代表社員 岡 伸 侍  
所在地 宮津市字小田413番地
- 3 指定取消日  
平成28年11月17日

\* \* \*

宮津市告示第113号

平成28年第4回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年11月24日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 期 日 平成28年12月1日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

公 告

宮津市公告第55号

平成29年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験【前期試験】に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成28年11月2日

宮津市長 井 上 正 嗣

受験番号

A 1 0 0 5      A 1 0 1 2      C 3 0 0 3      C 3 0 0 4  
G 7 0 0 2

\* \* \*

宮津市公告第56号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部市民課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成28年11月4日

宮津市長 井 上 正 嗣

< 以下揭示済 >

\* \* \*

宮津市公告第57号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮津市に意見書を提出することができます。

平成28年11月7日

宮津市長 井上正嗣

## 1 都市計画を変更する土地の区域

## (1) 3・3・11号漁師波路線

削除する部分

宮津市字鶴賀小字鶴賀町、字波路、字波路小字藪ゾエ、字波路小字町裏川淵及び字波路町小字町裏

## (2) 3・4・12号新浜松原線

削除する部分

宮津市字宮本、字京街道及び字京街道小字京街道

## (3) 3・4・13号本町宮津停車場線

削除する部分

宮津市字本町、字魚屋及び字河原

## (4) 3・5・14号宮津港惣線

削除する部分

宮津市字波路、字鶴賀、字鶴賀小字鶴賀町、字鶴賀小字鶴賀、字安智、字惣小字角田、字惣小字深田、字惣小字大平田及び字惣小字矢場

## (5) 3・4・15号鶴賀宮津停車場線

削除する部分

宮津市字鶴賀、字鶴賀小字鶴賀町及び字鶴賀小字鶴賀

## (6) 3・6・153号波路惣線

削除する部分

宮津市字波路、字波路町及び字波路町小字町裏

## (7) 3・6・154号宮本鶴賀線

削除する部分

宮津市字宮本、字柳縄手、字鶴賀、字鶴賀小字鶴賀町及び字外側

## (8) 3・5・155号宮津停車場京街道線

削除する部分

宮津市字鶴賀、字鶴賀小字鶴賀町、字外側、字中ノ丁、字馬場先、字馬場先小字馬場先、字柳縄手、字京街道及び字宮村小字馬場先

## (9) 3・5・156号鶴賀宮村線

削除する部分

宮津市字鶴賀、字鶴賀小字鶴賀町、字外側、字外側小字外側、字吉原、字惣小字角田及び字惣小字深田

## (10) 3・5・156号鶴賀宮村線の名称を3・5・156号惣宮村線に変更する。

## 2 縦覧場所

宮津市建設部都市住宅課（本館南棟3階）

## 3 縦覧期間

平成28年11月7日から平成28年11月21日まで

\* \* \*

## 宮津市公告第58号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

平成28年11月7日

宮津市長 井上正嗣

## 1 公募する住宅

団地名	所在地	種別	家賃（月額）	戸数	規格
みやづ城東タウン （若者向け住宅）	宮津市字惣	A、B棟	39,000円	3	3DK
		C棟	42,000円	1	

## 2 入居者の資格

(1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(2) 主たる生計者が40歳未満であること。

(3) 現に市町村税を滞納していないこと。

- (4) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。  
 (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- 3 入居の期間  
 建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。  
 ただし、契約期間満了時において、義務教育が終了していない同居親族があるときは、当該同居親族の義務教育が終了するまでの間、新たな賃貸借契約を締結することができます。
- 4 申込方法  
 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民部市民課市民窓口係（本館1階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。
- 5 申込みの期間及び場所  
 (1) 期間 平成28年11月17日(木)から平成28年12月7日(水)まで  
 (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係
- 6 選考方法  
 入居の申込みをした方の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽選により入居者を決定します。
- 7 入居時期 平成29年1月17日(予定)

\* \* \*

## 宮津市公告第59号

宮津市学校給食調理等業務の優先交渉権者を公募型プロポーザルによって選定するに当たり、次のとおり公告します。

平成28年11月7日

宮津市長 井上正嗣

## 1 募集内容

- (1) 業務名称 学校給食調理等業務  
 (2) 業務内容 宮津市学校給食調理等業務委託事業者募集要項に定めるとおり  
 (3) 履行期間 平成30年8月1日から平成36年3月31日まで  
 (4) 履行場所 ア 調理及び洗浄等 受託事業者の所有する施設  
 イ 配送作業等 全市立小中学校

## 2 応募資格

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定による営業の許可を受けているか、又は平成30年7月31日までに許可を受ける予定である事業者であり、かつ、常勤の正規社員に大量調理の経験者及び学校給食調理業務を3年以上経験した者が含まれ、又は平成30年7月にはこれらの者が含まれることが確実であること。  
 (2) 学校給食衛生管理基準（文部科学省）大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）及びその他関連法規等を遵守し、これに基づき集中調理・配送業務を行うとともに、1,300食（教職員を含む。）の学校給食調理等業務に対応できる規模の調理等施設を保有し、又は業務開始日までに保有することが確実であること。  
 (3) 賠償責任保険（PL法に基づく。）に加入していること。  
 (4) 業務の履行を継続できなくなった場合の業務契約を継続して行うことのできる代行保証人を指定できること。  
 (5) 別添の宮津市学校給食調理等業務委託事業者募集要項（以下「募集要項」という。）及び宮津市学校給食調理等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づく業務の履行が可能であること。  
 (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。  
 (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(8) 宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当しない者であること。

(9) 学校給食調理等業務又はこれに類する業務の取扱実績があること。

### 3 参加手続等

#### (1) 提案書の提出について

ア 提出方法 持参又は郵便により提出（郵便の場合は、期間内に必着）

イ 提出場所 7に掲げる担当部署とする。

ウ 提出期間 平成28年11月14日（月）～平成28年12月9日（金）

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

#### エ 提出書類

(ア) 宮津市学校給食調理等業務委託事業者募集申込書兼誓約書（様式第2号）

(イ) 企画提案書（任意様式）

(ウ) 委託料の見積書（履行期間分）

(エ) 事業者の概要

法人等の概要（様式第3号）、定款、寄付行為又はこれらに類するもの、就業規則又はこれに準ずる定め、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のものに限る。）

(オ) 印鑑登録証明書（法人の代表者印鑑証明書の原本）

(カ) 財務諸表

貸借対照表又はこれに類するもの（直近3年間）、損益計算書又はこれに類するもの（直近3年間）

(キ) 納税証明書（直近1年間）

法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その1）、都道府県税（法人事業税等）に係る証明書、市税（法人市民税）に係る証明書

(ク) 調理及び洗浄等施設の位置図及び施設図並びに設備一覧（予定を含む。）

(2) 募集要項、仕様書、宮津市学校給食調理等業務委託事業者選定委員会審査要領等  
宮津市のホームページ事業者向け情報からダウンロードできる。

URL：<http://www.city.miyazu.kyoto.jp>

(3) プロポーザルに関する質疑応答等

本プロポーザルに関する質問は、提出書類の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

ア 受付期間 平成28年11月14日（月）から平成28年11月25日（金）まで

イ 担 当 宮津市教育委員会事務局 学校教育課学校教育係

ウ 受付方法 7に記載のメールアドレスに電子メールで送信するものとする。

エ 質問に対する回答 速やかに宮津市ホームページで公表するものとする。

### 4 優先交渉権者の選定

宮津市学校給食調理等業務委託事業者選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションを総合的に審査、評価し、優先交渉権者として1者を選定する。

(1) 選定委員会日時 平成28年12月20日（火）午後1時30分から

(2) 選定委員会場所 宮津市役所第5会議室（別館3階）

(3) 審査結果の通知日 平成28年12月26日（月）

### 5 契約の締結等

優先交渉権者は、宮津市と細部について協議を行った上で、条件が整った場合は、平成29年2月1日から平成50年3月31日までの間、宮津市学校給食業務の実施に関して別途定める宮津市学校給食業務基本協定書（仮称）を締結するものとする。

宮津市学校給食業務基本協定書（仮称）に掲げる業務の一部を委託する業務委託契約については、

平成30年3月議会において、平成30年8月1日から平成36年3月31日までの債務負担行為の議案を上程し、議会の議決を得た上で、平成30年4月1日を目途としておおむね5年を1期とする期間として業務委託契約を締結するものとし、契約期間が満了した際には、その都度、詳細な協議を経ておおむね5年を1期とする期間として業務委託契約を締結するものとする。ただし、当初の業務委託契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第24号）の規定により、宮津市議会の議決を要する場合は、平成30年4月に仮契約、同年6月議会における議決を得て本契約とするものとする。

## 6 その他

- (1) 本公募型プロポーザルに応募しようとする者（以下「応募事業者」という。）は、募集要項、仕様書等を熟読すること。
- (2) 応募事業者は、応募において、募集要項に適合しない場合又は提出された書類に虚偽があった場合は、失格とする。
- (3) 応募事業者は、優先交渉権者の選定後において、募集要項等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議申し立てできない。また、選定結果について異議申し立てできない。
- (4) 提案に要する一切の経費は、応募事業者の負担とする。
- (5) 提出された書類は返却しない。

## 7 担当部署

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345番地の1  
 宮津市教育委員会事務局 学校教育課学校教育係  
 TEL 0772-45-1641 FAX 0772-22-8438  
 E-mail gakkou@city.miyazu.kyoto.jp  
 \* \* \*

## 宮津市公告第60号

## 公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成28年11月25日

宮津市長 井上正嗣

< 以下揭示済 >

\* \* \*

## 宮津市公告第61号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり公告します。

その関係図面は、平成28年12月1日から2週間、宮津市建設部上下水道課（本館南棟2階）において縦覧に供します。

平成28年12月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日  
平成28年12月15日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域  
宮津市字江尻の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
宮津市字江尻の一部
- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別  
分流式
- 5 略図  
< 省 略 >

## 水道企業

### 〈告示〉

宮津市水道告示第4号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成28年11月24日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮水道指定第S16131号

- (1) 名称 株式会社 イースマイル
- (2) 所在地 大阪市浪速区敷津東3-7-10イースマイルビル
- (3) 代表者 代表取締役 島村 荻 孝

\* \* \*

宮津市水道告示第5号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成28年11月24日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮水道指定第S16132号

- (1) 名称 株式会社鈴木建設
- (2) 所在地 与謝郡与謝野町字上山田101番地
- (3) 代表者 代表取締役 鈴木 和 夫

## 教育委員会

### 〈告示〉

宮津市教育委員会告示第17号

平成28年第14回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成28年11月25日

宮津市教育委員会

教育長 藤本 長 壽

- 1 日 時 平成28年11月29日(火) 午前9時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

## 選挙管理委員会

### 〈告示〉

宮津市選挙管理委員会告示第40号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成28年11月21日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

- 1 縦覧の期間 平成28年12月3日から12月7日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1  
(宮津市役所内)  
宮津市選挙管理委員会事務局

## 農 業 委 員 会

### 《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第12号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成28年11月2日

宮津市農業委員会  
会長 藤 井 忠

- 1 日 時 平成28年11月8日(火) 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題  
議第31号 平成29年度宮津市の農業施策に関する建議書について